プロが解決 ビジネス助成金編 Q&A BUSINESS CONSULTATION ROOM



協力

アイエス社労士事務所
特定社会保険労務士
キャリアコンサルタント
所長　伊藤　悟 さん

this month's QUESTION

入社して3か月経過したパート社員を正社員にする予定です。この場合、雇用関係の助成金は受給できるのでしょうか。

結論から申し上げますと、このケースでは助成金の支給要件を満たさないため、受給はできません。今回のケースで想定されるのは、「キャリアアップ助成金（正社員化コース）」です。この助成金は、パートタイマーや有期契約労働者などの非正規雇用者を正社員へ転換し、安定した雇用につなげた事業主を支援するものです。しかし、支給要件の一つに「賃金の額または計算方法が、正規雇用労働者と異なる雇用管理区分の就業規則等の適用6か月以上受けて雇用される有期または無期雇用（パート）労働者であること」とあります。そのため、採用からまだ3か月しか経過していないパート社員を正社員へ転換した場合は、この要件を満たさず、助成金の対象とはなりません。

このほかに代表的な要件として、「賞与または退職金の制度かつ昇給が転換時点で適用されていること」や「正社員転換後の6か月間の賃金を、正社員転換前6か月間の賃金より3%以上増額させていること」など、重要なポイントがいくつかあります。こうした要件を一つ一つチェックして進めることは面倒かもしれませんが、要件を満たせば中小企業の場合、1人当たり80万円程度の助成が受けられるケースもあり、活用メリットは大きいです。

またこの助成金申請を検討する際は、次の8つのポイントを事前に確認しておくことをおすすめします。①最新の支給要件を確認する、②計画届の内容を確認する、③解雇者を出していないこと、④タイムカードや出勤簿を整備していること、⑤賃金台帳を整備していること、⑥就業規則を整備していること、⑦雇用契約書を整備していること、⑧申請期限を厳守すること。

とくに注意したいのが①最新の支給要件を確認することです。助成金制度は頻繁に見直しが行われるため、過去の情報のまま手続きを進めると受給できない場合があります。例えば、特定求職者雇用開発助成金では、「ハローワーク等の紹介により雇い入れた60歳以上の高齢者」という要件に加え、令和8年5月からは、「紹介日においてハローワーク等で就労に向けた個別支援を受けていること」が新たな要件として追加されました。単に求人票を見て「この会社を紹介して」だけでは、対象とならない場合があるということです。

また②の計画届についても、多くの助成金制度では事前提出が求められます。計画届が受理されていなければ、支給要件以前の問題なので注意が必要です。

さらに③として、制度の趣旨である安定雇用に反している事業所は助成対象とはなりません。④から⑦といった、タイムカードや賃金台帳、就業規則、雇用契約書などの整備状況は、事業所の労務管理体制を確認する重要なポイントです。日頃から適正な労務管理を行うことが、助成金活用の前提となります。

なお、助成金申請を自社で扱うことが大変だという場合には、社労士または弁護士が申請代行することができます。ただし、助成金は専門性が高く、専門家の中にも得意不得意がありますので、依頼する際は、助成金申請の実績や経験が豊富な専門家を選ぶことをおすすめします。

DX認定　デジタル化・AI導入補助金（旧：IT導入補助金）
IT導入支援事業者
中小企業のIT導入をサポートします！
NetCom
システム開発　アプリ開発　ホームページ制作　IT技術者派遣　運用・保守

NetCom
株式会社 ネットコム
〒441-8086
愛知県豊橋市問屋町26-1
TEL:0532-34-0100
FAX:0532-34-0102
www.netcom-inc.co.jp
最新情報を提供しています
ネットコム　検索